

平成24年11月12日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

郡リース株式会社

東京都港区六本木6-11-17

2. 指名停止措置期間

平成24年11月12日から平成24年12月11日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

郡リース株式会社の社員は、東京都水道局発注の倉庫建設工事において、便宜を図ってもらった見返りに、東京都職員に対し飲食店で複数回にわたり約10万円相当の接待をし、平成24年9月3日、警視庁に逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

上記のこととは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2

措置要件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経理課長 三上 均 電話 018-836-2070